

令和7年度

# 学校いじめ防止基本方針



岩国市立藤河小学校

## 目 次

はじめに：令和7年度藤河小学校いじめ防止基本方針の 新たな留意点等について	p. 2
1 いじめの定義と構造	p. 3
2 いじめ問題への基本的な考え方	p. 4
3 いじめ問題対策連絡協議会の設置	p. 4
4 いじめの未然防止・早期発見に向けた取組	p. 5
5 いじめに対する措置	p. 9
6 重大事態への対応	p. 12
7 いじめ解消の判断	p. 13
参考資料	p. 13

## はじめに：令和7年度藤河小学校いじめ防止基本方針の新たな留意点等について

- 1 小中一貫教育として岩国中学校区で決定した特色ある取組事項のうち、「人間関係」の項目に示された「友だちと仲良くし、助け合う」態度、そして「お互いの個性を理解し、学び合う」態度の育成に重点を置く。このような態度の育成に必要な素地として、児童のコミュニケーション力・自己肯定感・自己有用感を高めていくことを目指す。学校・家庭・地域の三者で連携しながら教育活動全体を通じて取り組む。
- 2 いじめ防止に係る取組事項として、特に「未然防止」の視点に重点を置く。そのために、定期的な生活アンケートの実施を位置づけるとともに、生徒指導・教育相談体制の整備を図り、確実に迅速な情報共有と、組織としての対応に努める。
- 3 いじめを生まない人間関係づくりのために、児童が自分たちで意見を出し合いながら学校のチャレンジ目標や運動会スローガンを決定するなど、児童会活動や特別活動等における児童の主体的な活動を保障する。また、人権教育参観日を活用し、いじめの構造について児童に理解させたり、保護者に啓発したりする機会を設ける。
- 4 小中一貫教育の取組であるノーメディアデーやスマホ・ケータイ安全教室への取組等を通して、インターネットやSNSの適切な使用の仕方を考えたり、ネットいじめについて理解を深めたりする情報モラル教育を家庭と連携して推進する。

# 1 いじめの定義と構造

## (1) いじめの定義

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

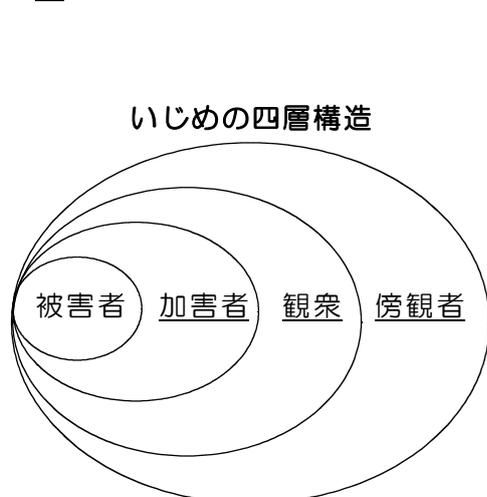
(いじめ防止対策推進法第2条)

#### ○ いじめの定義への補足

- ・ いじめは、大人や周りの子どもからは見えない所で発生している可能性もある。また、見たところじゃれ合いのようであっても、いじめの一環であったり、気付かないうちにいじめに発展したりしてしまう場合もある。したがって、人間関係の実態をたえず把握しながら、児童一人ひとりの変化を見逃さないように努める必要がある。それとあわせて、「この程度なら大丈夫」「たいしたことはない」などと考えず、児童の感じる被害性に着目しながら、いじめに該当するか否かを迅速かつ的確に判断することが大切である。
- ・ いじめる児童といじめられる児童は、一方の立場のみならず、入れ替わりながら被害も加害も経験する場合があるので、立場が逆転する可能性も想定しておく必要がある。

## (2) いじめの構造

- いじめは、下記のような「四層構造」になっている（1986、森田）。いじめの持続や拡大には、いじめる子どもといじめられる子ども以外の「観衆」や「傍観者」と呼ばれる立場にいる子どもが大きく影響している。したがって、日々の教育活動を通じて、困っている他者に対して傍観するのではなく、誰にでも仲良く助け合おうとする思いやりのある子どもを育てていくことが大切である。



**被害者**：いじめられている子ども。一人の場合が多い。

**加害者**：いじている子ども。複数の場合が多い。以前いじめられたことがあり、現在、立場が逆転していることもある。

**観衆**：いじめをはやし立てたり、面白がって見たりしている子ども。加害者に同調・追従し、いじめを助長する。

**傍観者**：いじめに対して、知らないふり、見て見ぬふりをする子ども。直接的にはいじめに加担していないが、加害者側には傍観を「暗黙の了解」として解釈され、結果としていじめを助長する立場になる。

## 2 いじめ問題への基本的な考え方

### (1) 対応の視点

○ いじめは、「人間として絶対に許されない」「誰もが被害者にも加害者にもなりうる」「被害者の立場に立った指導を行う」という強い認識のもと、その対応に当たっては下記①～⑥の視点に重点を置く。加えて、全教職員はもとより、学校のみならず家庭・地域との連携を密にしながらいじめ問題に取り組む。

- ① 未然防止【いじめの予防】
- ② 早期発見【把握しにくいいじめの発見への対応】
- ③ 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】
- ④ 家庭・地域との連携
- ⑤ 関係機関との連携
- ⑥ 重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめ等への対応】

### (2) 本校における基本姿勢

○ いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。また、子どもの自己肯定感や自己有用感を高める活動の充実を図るために、豊かな心の教育を推進する活動を各学年で年3回以上実施する。定期的な生活アンケートの実施を未然防止のための取組として位置づけ、「あのねアンケート」実施100%を目指すとともに、生徒指導・教育相談体制の整備を図り、確実に迅速な情報共有と組織としての対応に努める。

○ 「いじめが行われているのではないか」との危機意識を持ちながら、早期発見・早期対応に努める。

○ 一旦いじめであると認知した場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行うとともに、家庭や地域、関係機関と連携しながら、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応していく。

○ 児童一人ひとりのコミュニケーション力・自己肯定感・自己有用感・他者肯定感を高める教育活動を推進する。

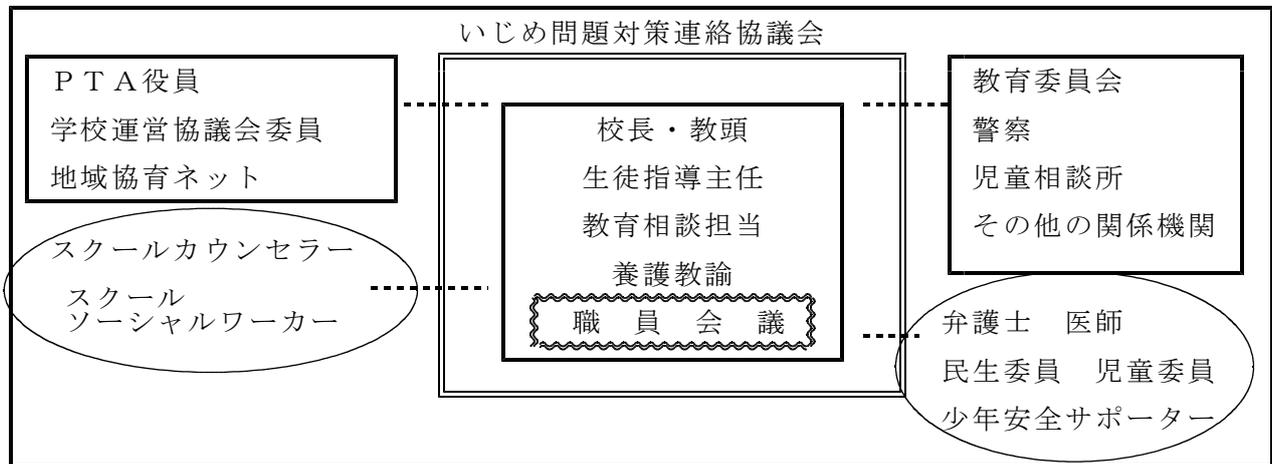
○ 「いじめをしない、させない、許さない」という雰囲気をつくる。

○ 「いじめは人間として絶対許さない」という強い信念のもと、教職員の人権感覚を高める。

## 3 いじめ問題対策連絡協議会の設置

○ いじめ防止対策推進法第14条の趣旨を踏まえ、学校（校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭）、PTA 役員、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を学校運営協議会の中に設置する。必要に応じて協議会を開く。

- 主体的かつ機動的な組織を目指し、全教職員への情報共有が迅速に行われる体制を整える。
- 学校・家庭・地域・関係機関相互の連携を強化するとともにいじめの状況を共有し、取組の検証・評価を行い、より効果的な取組になるように提言する。
- 「学校いじめ防止基本方針」が実態に即して機能しているかを検証し、必要に応じて見直しを図る。



#### 4 いじめの未然防止・早期発見に向けた取組

##### (1) いじめの未然防止

- ① 児童が主体となった活動（いじめを生まない人間関係づくり）
  - 児童会活動や特別活動等における児童の主体的な活動を保障する。
    - ・ 各種行事(縦割り班での遊び、縄跳び大会での長縄など)を通じた異学年交流
    - ・ チャレンジ目標や運動会スローガンの決定等、年間指導計画に基づいたかかわり合いを持った話し合い活動
- ② 教職員が主体となった活動
  - 小中一貫教育として岩国中学校区で決定した特色ある取組事項のうち、「人間関係」の項目に示された「友だちと仲良くし、助け合う」態度、そして「お互いのよさを理解し、学び合う」態度の育成に重点を置く。このような態度の育成に必要な素地として、児童のコミュニケーション力・自己肯定感・自己有用感を高めていくことを目指す。学校・家庭・地域の三者で連携しながら教育活動全体を通じて取り組む。
  - 自分の思いや考えを表現する授業づくりを目指す。
    - ・ ペアやグループによる意見交流の機会を保障
    - ・ よりよいコミュニケーション力を身につけるためのソーシャルスキルの指導
  - 教科や学級活動の時間等を中心として道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。
    - ・ 道徳の時間の指導を工夫(自分ごととして考え、自らの言動を振り返る場の設定)
    - ・ ネットいじめについて理解を深めたり、インターネットやSNSの適切な利用をしたりする情報モラル教育の推進
  - 日々の読書活動を充実させることで、コミュニケーションの活性化を促し、多様

- な物の見方や考え方があることに気付くこと（他者理解）ができるようにする。
- 日々の日記指導を通して、いじめに係る児童からの情報を把握する。
  - 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携推進を図る。
    - ・ 地域の「ひと・もの・こと」との出会いやふれあいによる教育活動の充実（ふれあい発表会を中心とした各種行事、生活科、社会科、「きんたいきょう学」を中心とした総合的な学習の時間等）
    - ・ 学校いじめ防止基本方針の保護者への説明（PTA総会）
    - ・ 学級懇談会における保護者への啓発や情報共有
    - ・ 9月の参観日に、全校一斉で「人権」に関する授業を実施（授業後には、保護者・地域の方から意見を受け、児童の実態に即した授業改善や学級づくりについて検討）
    - ・ 家庭教育学級における講演会でのいじめ防止に係る啓発
    - ・ 学校ウェブサイトにて「学校いじめ防止基本方針」を公開
  - 全ての児童を対象にした生活アンケートを毎週実施することによって、児童の日常における学校生活の状況について実態把握をし、暴力行為やいじめ問題などの早期発見、情報共有、早期対応に努める。
    - ・ 「あのねアンケート」を毎週水曜日に実施。実施後、担任はアンケート結果を確認し、教育相談が必要な児童に関しては教育相談を個別に実施する。
    - ・ アンケートにおいていじめに係る訴えがあった場合には、学校いじめ防止基本方針にそって、校内いじめ対策委員会により検証及び検討を行い組織的に対応する。その際、校内いじめ対策委員会での検証・検討及び対応の状況を確実に記録する。訴えがあったアンケート及び記録については、その児童が中学校を卒業するまで保管する。

## （２） いじめの早期発見

- 進級時に、いじめに係る情報を確実に引き継ぐ。
- いじめられた児童及びいじめた児童が発するサインや、家庭で見られるいじめのサインについて、教職員間及び保護者と共有し、いじめを見逃さないように努める。（サインの具体例についてはp. 8～p. 10に記載）
- 全ての児童を対象にした生活アンケートを実施（（１）に記載）
- 週1回の職員終礼での情報共有を実施する。
  - ・ 各教職員が把握しているいじめにつながる情報や、配慮を要する児童に関する情報を全教職員で共有し、早期対応につなげる。

(3) いじめの未然防止・早期発見に向けた取組の年間計画

いじめの未然防止・早期発見に向けた取組	
一学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに係る情報の確実な引き継ぎ</li> <li>・いじめられた児童及びいじめた児童が発するサイン、家庭で見られるいじめのサインを、教職員間及び保護者と共有</li> <li>・いじめに係る関係機関の把握</li> <li>・学校いじめ防止基本方針を保護者に説明（PTA 総会）</li> <li>・いじめに係る1学期の取組の成果と課題を検証し、必要に応じて取組内容を改善</li> </ul>
二学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業中の児童の様子についての情報共有（休業明けに実施）</li> <li>・10月の参観日に、全校一斉で「人権」に関する授業を実施</li> <li>・いじめに係る2学期の取組の成果と課題を検証し、必要に応じて取組内容を改善</li> </ul>
三学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育学級での講演会を通じた児童や保護者への啓発</li> <li>・いじめに係る3学期（1年間）の取組の成果課題を検証し、検証結果に基づいて学校いじめ防止基本方針を検証、改善</li> </ul>

(4) いじめの早期発見のために把握しておきたいサイン

ア いじめられた児童のサイン～小さなサインを見逃さないようにする。教室の中がいじめの場所となる場合が多いことから、教師が教室にいる時間を増やしたり、廊下を通る時に注意を払ったりするなどしてサインを見逃さないようにする。

場 面	サ イ ン
朝の時間	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。
学校にいる間	保健室・トイレに行くようになる。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 教科書・ノートに汚れがある。 周囲の児童が目配せをする。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。(表情に出さない場合もある) 衣服の汚れ等がある。 毎回一人で過ごすようになる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がったり、嫌がられたりする。 何か起こると特定の児童の名前が出る。 嫌なあだ名が聞こえる。 机や壁等にいたずら、落書きがある。
放課後	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 毎回一人で下校するようになる。

イ いじめた児童のサイン～児童の様子を観察し、情報を収集しながら状況の把握に努める。

	サ イ ン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散する。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

- ウ 家庭でのサインー下記に挙げているような様子が見られたら、学校の方に相談してもらえるよう、保護者と連携を図る。

サイン
<p>学校や友人のことを話さなくなる。</p> <p>友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。</p> <p>電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。</p> <p>受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。</p> <p>不審な電話やメールがある。</p> <p>遊ぶ友達が急に変わる。</p> <p>部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。</p> <p>理由のはっきりしない衣服の汚れがある。</p> <p>理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。</p> <p>朝起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。</p> <p>登校時刻になると体調不良を訴える。</p> <p>食欲不振・不眠を訴える。</p> <p>学習時間が減る。</p> <p>成績が下がる。</p> <p>持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。</p> <p>家庭の品物、金銭がなくなる。</p> <p>大きな額の金銭を欲しがる。</p>

## 5 いじめに対する措置

### (1) いじめへの早期対応

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止める。
  - いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
  - いじめの事実について、管理職に速やかに連絡をする。
- ② 情報の共有
- ①の情報を受けた職員は、管理職と協議の上、全職員へ報告し、情報の共有化を図る。
- ③ 事実関係についての調査
- 速やかに関係教職員と管理職とで協議し、調査の方針について決定する。
  - 調査の時点で、重大事態ならびに重大事態につながりかねない事案、いじめ対応に係る保護者・本人対応に苦慮している事案と判断された場合は、校長が直ちに市教育委員会青少年課へ報告・相談する。
  - 児童からの聴き取りに当たっては、児童が話をしやすいよう担当する職員を複数選任

する。

- 必要な場合には、全児童への調査を行う。この場合に調査の結果を、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や、その保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

#### ④ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、SC・SSW・外部専門家や教育委員会及び警察等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有化を図る。
- 事実関係が把握された時点で、生徒指導会議において協議し、校長が指導及び支援の方針を決定する。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時生徒指導会議で協議し、校長が決定する。
- すべての指導及び支援について、全職員共通理解のもと組織として対応する。

#### ⑤ 指導及び支援に当たっての留意点

##### いじめられた児童とその保護者への支援

###### 【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、次のような継続的な支援をする。

- ・ 安全・安心を確保する
- ・ 心のケアを図る
- ・ 今後の対策について、共に考える
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・ 温かい人間関係をつくる

###### 【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・ じっくりと話を聞く
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

##### いじめた児童への指導又はその保護者への支援

###### 【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導。

- ・ いじめの事実を確認する
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める
- ・ いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・ 今後の生き方を考えさせる

- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う

#### 【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧な説明

- ・ 児童や保護者の心情に配慮する
- ・ いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう

#### 【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切にした対応

- ・ 相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・ 管理職が率先して対応する
- ・ 教育委員会や関係機関と連携した解決を目指す

#### いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力の育成

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言える児童の育成に努める
- ・ 自分の問題として捉えさせる
- ・ お互いが尊重し合える望ましい人間関係づくりに努める
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

## (2) ネットいじめへの対応

### ① ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を知り合いや不特定多数の人に送信したり、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をしたり、アプリ、チャット、SNSや掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載する等といった行為をしたりすることがネットいじめであり、犯罪行為に当たることの周知を図る。

### ② ネットいじめの予防

- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実
- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発  
(家庭内ルールの作成など)
- 情報モラルに関する職員研修の実施

### ③ ネットいじめへの対処

- 被害者や家族からの訴えや閲覧者などからの情報提供などにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、教育委員会及び警察署と連携し対処にあたる。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- 次に該当する場合を「重大事態」という。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ①に関して、「児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」場合の例として、次の通りとする。
  - ・ 児童が自殺を企画した場合
  - ・ 身体に重大な障害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合

### (2) 重大事態への対応

- いじめられている児童の立場に立って、いじめから守り通すために保護者と十分連携をとる。
- いじめられている児童を守るために、必要であれば毅然とした厳しい指導を行う。
- その際には、保護者の理解を十分得ながら教育的配慮のもとで適切な指導を行う。
- 関係機関と密に連携を図りながら、再発防止を目的とした調査、対策を行う。
- 重大事態及び重大事態につながりかねない事案、いじめ対応に係る保護者・本人対応に苦慮している事案は速やかに青少年課へ報告・相談する。

### (3) 調査委員会の設置

- 学校が重大事態であると判断した時は直ちに学校の下に委員会を設置する。
- 質問紙など適切な方法で重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- 委員会の構成は、県教委が委嘱しているFR（ファミリー・リレーションシップ）アドバイザー《弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・人権擁護委員等からなる専門家》をあて、調査を実施する。
- 調査の目的は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、重大事態への対応や今後の再発防止に資する。
- 学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。

### (4) 自殺の背景調査

- 児童の自殺という事態が起こった場合は、「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月改訂）に即して対応する

- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分聞き取りながら、知り得た情報を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、必要に応じて公平・中立かつ総合的に分析・評価を行う中立的立場の調査委員会（第三者委員会）を設置する。
- 調査委員会の構成は、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士）とする。

#### （５）教育委員会等との連携

- いじめを確認した場合は、岩国市教育委員会に報告する。
- 「重大事態」と考えられる場合は、「いじめ防止対策推進法」に則して、緊急職員会を開くとともに、岩国市教育委員会に指導・助言を求め組織的に対応していく。
- 法に抵触すると考えられる場合は、岩国警察署等へ通報し対応等を相談する。

## 7 いじめ解消の判断

- いじめが解消されている状態とは、少なくとも下記①②の２つの要件が満たされている必要がある。

①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも３か月の期間継続していること。  
ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 参考資料

- ☆ いじめ防止対策推進法（平成２５年 法律第７１号）
- ☆ いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成２９年３月１４日）
- ☆ いじめのない学校づくり（平成２５年１１月 文部科学省国立教育政策研究所）
- ☆ いじめのない学校づくり２（平成２６年６月 文部科学省国立教育政策研究所）
- ☆ ネット・ケータイ問題への対応について（平成２３年 山口県警・山口県教育委員会）
- ☆ よりよい生徒指導に向けて（平成２３年 山口県教育委員会）
- ☆ 問題行動等対応マニュアル（平成２４年 山口県教育委員会）
- ☆ 見守る かかわる つながる（平成２４年 山口県教育委員会）
- ☆ 心の教育推進の手引き（平成２４年１月 山口県教育委員会）
- ☆ 子どもの自殺が起きたときの調査の指針（平成２３年 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力会議）
- ☆ 岩国市いじめ防止基本方針（最終改定 平成３０年３月）
- ☆ 「いじめ」教室の病い（昭和６１年 森田洋司）